上尾市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第32号

上尾市会計規則の一部を改正する規則

上尾市会計規則 (昭和40年上尾市規則第15号) の一部を次のように改正する。

第18条第2号中「第28条第2項に規定する収入事務受託者」を「第2 8条に規定する指定公金事務取扱者」に改める。

第28条から第28条の3までを次のように改める。

(指定公金事務取扱者の指定)

第28条 課所長は、法第243条の2第1項の規定により同条第2項に規定する指定公金事務取扱者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の指定をしようとするときは、あらかじめ、会計管理者と協議をしなければならない。

(歳入の徴収又は収納の委託)

第28条の2 課所長は、法第243条の2第1項の規定により指定公金事務取扱者の指定を受けた者に歳入の徴収又は収納に関する事務を委託しようとするときは、あらかじめ、会計管理者と協議をしなければならない。ただし、前年度に引き続き歳入の徴収又は収納に関する事務を委託する場合で、当該委託に係る相手方、事務の内容及び期間が同一であるときは、協議を要しない。

(指定公金事務取扱者の事務処理)

第28条の3 第21条第1項本文及び第2項の規定は、指定公金事務取扱者(法第243条の2第1項の規定により歳入の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者に限る。以下この条において同じ。)が市税等(個人の市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税及び国民健康保険税並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第41条第1項の規定により市が賦課徴収を行う個人の県民税並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第7条第1項の規定により市が賦課徴

収を行う森林環境税をいう。以下同じ。)及び保険料(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第104条第1項の保険料及び介護保険法(平成9年法律第123号)第129条第1項の保険料をいう。以下同じ。)を含む当該歳入金を収納した場合について準用する。

- 2 歳入(市税等及び保険料を除く。)の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者は、その収納した現金を、当該収納をした日 又はその翌日までに、令第173条の2第2項の計算書を添えて指定金融 機関等に払い込まなければならない。ただし、歳入調定権者が期日を別に 指定した場合は、この限りでない。
- 3 歳入(市税等及び保険料に限る。)の徴収又は収納に関する事務の委託 を受けた指定公金事務取扱者は、その収納した現金を、歳入調定権者が指 定する期日までに、令第173条の2第2項の計算書を添えて指定金融機 関等に払い込まなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、指定公金事務取扱者が行う事務に関し必要な事項は、会計管理者と協議の上、その委託契約において定めなければならないものとする。
 - 第37条第4号中「私人に対する」を削る。
 - 第66条を次のように改める。

(歳出の支出の委託)

第66条 支出命令権者は、法第243条の2第1項の規定により指定公金 事務取扱者の指定を受けた者に歳出の支出に関する事務を委託しようとす るときは、あらかじめ、会計管理者と協議をしなければならない。

第67条中「支出事務の委託を受けた私人(以下「支出事務受託者」という。)」を「指定公金事務取扱者(歳出の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次条及び第69条において同じ。)」に改める。

第68条中「支出事務の」を「歳出の支出に関する事務の」に、「支出事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第69条の見出し中「支払事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、 同条中「支出事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第105条中「法第243条の2の2第1項後段」を「法第243条の2 の8第1項後段」に改める。 第106条第1項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とする。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。